

4. その他(情報提供資料)

- (1) 監理技術者制度について
- (2) 建設発生土の搬出先の明確化
- (3) 適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言(R5.2.27／愛知県)
- (4) 令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！

- 令和4年11月18日に建設業法施行令の一部を改正する政令※が公布され、**金額要件の見直し関係**については、令和5年1月1日から施行されます。
- また、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において、**技術者途中交代の条件の見直し、同一の工事と見なせる範囲の合理化**の見直しの方向性について検討を行い、令和4年5月31日に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめられました。
- 上記を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適確な運用の徹底を図ります。

※建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）

1. 同一工事と見なせる範囲の合理化

■ 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 同一工作物の関連工事を別の監理技術者等が管理することは非合理的な場合もあるため、「随意契約」の場合でなくても、同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の監理技術者等による管理を認めることとする。

2. 技術者途中交代の条件の見直し

■ 合理的な範囲で柔軟な交代を可能に

【三 監理技術者等の工事現場における専任】

- ・ 働き方改革、建設現場の環境改善等の促進や、建設業への入職促進・定着の観点から、監理技術者等が合理的な範囲で柔軟に交代することを可能とするため、工事請負契約において、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について書面その他の方法により発注者と合意がなされている場合は、監理技術者等の途中交代を可能とする。

3. 金額要件の見直し

■ 政令改正後の金額要件に修正

※()内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)

4. その他

- 発出済みの通知等に伴う見直し
- 表現の適正化

【二-二 監理技術者等の設置、二-三 監理技術者等の職務】

- ・ 営業所における専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。

【五 施工体制台帳の整備、六 工事現場への標識の掲示】

- ・ 施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等ICT機器の活用が可能である旨を明記。

【全般】表現の適正化

建設発生土の搬出先の明確化等

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。
- 廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要**。
- 有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める
- 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認**させることや、**実際にそこに搬出されたことを受領書で確認**させる仕組みを構築

公布：令和4年9月2日
施行：令和5年1月1日
(省令：施行日以降に契約する工事に適用)

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】※

(1) 再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

土砂等の利用量や搬出量・搬出先等を記載する再生資源利用促進計画に関して、

- ・ 計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m³以上→500m³以上）
- ・ 計画及びその実施状況の保存期間の延長（1年→5年）

(2) 元請業者責任の強化等

- ・ 計画作成後の発注者への説明を義務付け
- ・ 発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- ・ 計画の現場掲示を義務付け（インターネット公表の努力義務）
- ・ 元請及び下請け企業は、契約に際し、運搬費その他処理経費の適切な見積りに努める

※ 2つの省令の関係部分を改正

- ・ 再生資源省令
(土砂等を工事に利用する際の省令)
- ・ 指定副産物省令
(土砂等を工事から搬出する際の省令)

◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

- ・ より小規模な事業者も勧告・命令の対象となるよう、その基準を年間施工金額50億円以上→25億円以上に引き下げ。

- ## ホームページ公表の掲示様式(参考)

資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)の概要

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正（第2弾）】

（1）適正な搬出先への確実な搬出

- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料（チェックリスト）として現場掲示
- ・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを5年間保存
- ※ 元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

（2）土壌汚染対策法への対応

- ・元請業者は発注者の土壌汚染対策法の手続き状況を確認
- ・確認結果を（1）と同様に現場掲示

注）2令和5年1月1日施行の政省令改正を実施済み（第一弾）

（再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等）

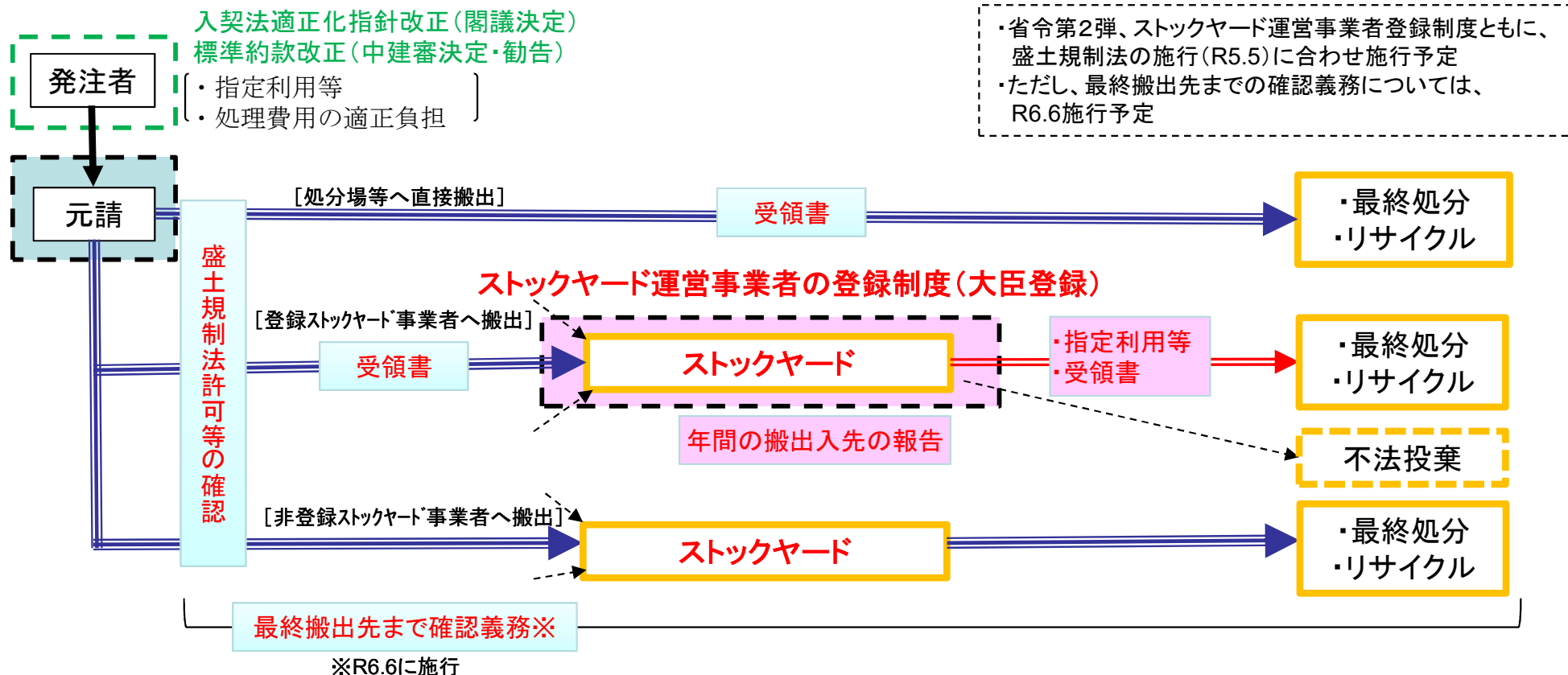
【施行予定】

（1）（2）を盛土規制法の施行に合わせ施行予定、ただし、（※）については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行予定

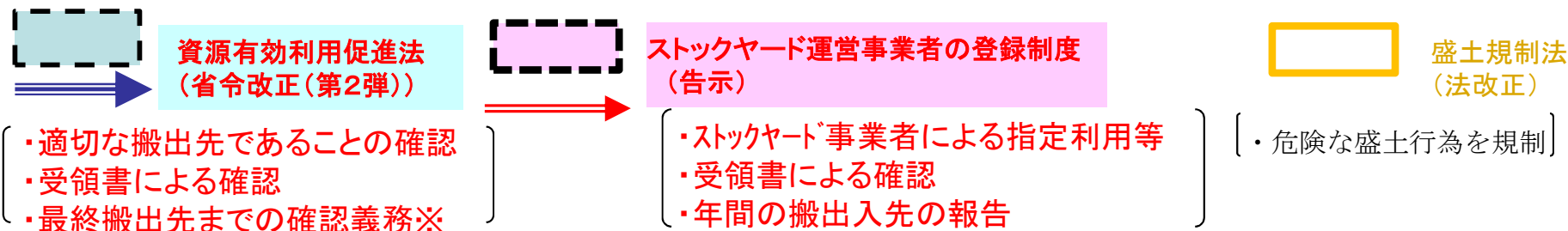
資源有効利用促進法 省令改正(第二弾)等について

盛土規制法にあわせ、資源有効利用促進法の省令改正(第二弾)及びストックヤードに関する新たな登録制度を創設する。

- 【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること



- ・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、盛土規制法の施行(R5.5)に合わせ施行予定
- ・ただし、最終搬出先までの確認義務については、R6.6施行予定



ストックヤード運営事業者登録制度の概要

ストックヤード運営事業者の登録制度について

- 資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

- ・登録取消し後5年以内の者
- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
- ・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③登録ストックヤード
- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など

※ 本項目は登録制度の開始1年後から施行

④登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ①業務に関する報告又は資料提出の請求
- ②業務に関する不正・不誠実行為等に対する指導、助言、勧告
- ③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

④発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

資源有効利用促進法の改正省令等の施行スケジュール

- 資源有効利用促進法による建設発生土の搬出計画制度の強化について、盛土規制法の施行にあわせ施行
- ただし、最終搬出先の確認については、同登録制度の登録期間として猶予期間を約1年間設ける

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
-------	-------	-------	-------

①政省令第1弾施行(R5.1)



R5.1 資源有効利用促進法政省令改正施行(第1弾)

R4.12.26 資源有効利用促進法省令改正(第2弾) パブコメ実施
~R5.2.10 スtockヤード運営事業者登録制度(告示)

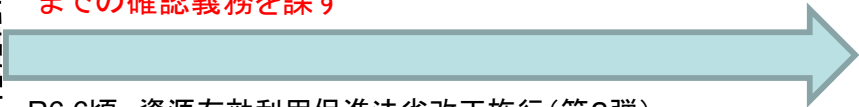
②省令第2弾、盛土規制法施行
Stockヤード運営事業者登録制度開始(R5.5)



R5.5頃
・盛土規制法施行(自治体による規制区域の指定開始)
・資源有効利用促進法省令改正施行(第2弾)
・Stockヤード運営事業者登録制度開始

(登録手続きを考慮した猶予期間)

③省令第2弾 施行 (R6.6)
※非登録Stockヤードの場合、請負業者に最終搬出先
までの確認義務を課す



R6.6頃 資源有効利用促進法省改正施行(第2弾)
【登録Stockヤード以外の最終搬出先の確認】

9

民間建設工事標準請負契約約款(甲)＜契約書＞の改正

建設工事請負契約書

- 一、工事名
- 二、工事場所
- 三、工 期
- | 着手 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|----|----|---|---|---|
| 完成 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 引渡 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
- 四、工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
〔注〕 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。
- 五、請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)
〔注〕 () の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。
- 六、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。
この契約成立のとき
部分払(〇月ごとに出来高に相当する額(ただし、既支払額を控除する。))
支払請求締切日
完成引渡のとき
〔注〕 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入する。
- 七、調停人
〔注〕 発注者及び受注者が調停人を定めない場合には、削除する。
- 八、その他
〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第二条第五項に規定する特定住宅瑕疵担保責任の履行を確保するため、同条第六項に規定する住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結する場合には、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間をそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項第十三号に掲げる事項があるときは、その内容を記入する。
この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。
部分使用の有無、部分引渡しの有無、仲裁合意の有無について、必要に応じて記入する。

【赤字部分】

令和4年6月21日 中建審勧告・施行

【青字部分】

令和4年9月2日 中建審勧告
令和5年1月1日 施 行

この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましい。

建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが困難な場合にも、発注者は、受注者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが求められる。

なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む 共同宣言(R5.2.27／愛知県)

相互に連携及び協力を行い、適正な取引を促進するとともに、原油・原材料費、エネルギー・物流費、労務費等の上昇分を適切に価格へ転嫁することについての気運を醸成し、サプライチェーンの維持・強化、中小・小規模事業者の付加価値や稼ぐ力の向上、賃上げにつなげることによって、地域経済の活性化に寄与することを目的として、愛知県内の行政機関(国・県)、経済団体、労働団体、金融団体が共同宣言。

適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言

1 目的

この共同宣言は、相互に連携及び協力を行い、適正な取引を促進するとともに、原油・原材料費、エネルギー・物流費、労務費等の上昇分を適切に価格へ転嫁することについての気運を醸成し、サプライチェーンの維持・強化、中小・小規模事業者の付加価値や稼ぐ力の向上、賃上げにつなげることによって、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 連携及び実施内容

この共同宣言の目的を達成するため、次に掲げる項目について、各機関所掌の範囲において相互に連携し、実施する。

(1) 適正取引・価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

- ア 県内企業への調査等を通じた情報収集
- イ 調査結果の共有と発信

(2) 適正取引・価格転嫁に関する相談対応

- ア 企業からの取引・価格転嫁に関する相談対応
- イ 専門家による経営相談

(3) 適正取引・価格転嫁に関する支援情報等の周知

- ア 適正取引・価格転嫁に関する支援策、各種情報等の共有
- イ 講習会・セミナー・SNS等を活用した県内企業への情報提供

(4) 適正取引・価格転嫁を推進する取組の促進

- ア パートナリシップ構築宣言[※]の県内企業への周知徹底
- イ 宣言企業に対する支援策の検討
- ウ 取引適正化の要請の実施
- エ 「賃上げ促進税制」の情報提供・活用促進

(5) その他、上記の目的を達成するために必要な事項



3 宣言機関・団体

【国】経済産業省中部経済産業局、財務省東海財務局、厚生労働省愛知労働局
農林水産省東海農政局、国土交通省中部地方整備局

【県】愛知県

【経済団体】愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会
愛知県中小企業団体中央会、愛知県経営者協会

【労働団体】日本労働組合総連合会愛知県連合会

【金融団体】愛知県信用金庫協会

令和5年2月27日

愛知県 知事

経済産業省中部経済産業局 局長

財務省東海財務局 局長

厚生労働省愛知労働局 局長

農林水産省東海農政局 局長

国土交通省中部地方整備局 局長

愛知県商工会議所連合会 会長

愛知県商工会連合会 会長

愛知県中小企業団体中央会 会長

愛知県経営者協会 会長

日本労働組合総連合会愛知県連合会 会長

愛知県信用金庫協会 会長

大村秀章

田中 耕太郎

伊野 彰洋

代田 雅彦

小林 勝利

稲田 雅裕

湯尾 正

新美文二

長谷川 正己

大島 卓

司 知洋二

近路 実



※内閣府、中小企業庁が主導するサプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携を促すための宣言制度

令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！

インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る
建設業法上の考え方の一事例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明した**ため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない**ことにした。



制度開始の10月から事業者がインボイスを発行するには令和5年3月までに税務署にインボイス発行事業者の登録申請を行う必要があります。

➤それ、建設業法違反です！

元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

